

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

令和5年の「総争議」292件のうち、令和5年中に「解決又は解決扱い」になった件数は221件（総争議件数の75.7%）となっており、「翌年への繰越」は71件（同24.3%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が63件（解決又は解決扱い件数の28.5%）、「第三者関与による解決」が70件（同31.7%）、「その他（解決扱い）」が88件（同39.8%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が66件（同29.9%）で最も多かった。（第6表）

第6表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は 解決扱い	労使直接交渉 による解決		第三者 関与に よる解決	労働委員 会関与				その他 ²⁾ (解決 扱い)	翌年 への 繰越
			第三者 ¹⁾ 関与あり			あっせん	調停	仲裁			
件数(件)											
令和元年	268	208	45	26	62	62	59	3	-	101	60
2	303	248	61	37	79	79	78	1	-	108	55
3	297	223	63	37	77	77	76	1	-	83	74
4	270	206	54	23	68	68	66	2	-	84	64
5	292	221	63	28	70	70	66	4	-	88	71
構成比(%)											
令和元年	100.0	77.6 (100.0)	(21.6)	(12.5)	(29.8)	(29.8)	(28.4)	(1.4)	(-)	(48.6)	22.4
2	100.0	81.8 (100.0)	(24.6)	(14.9)	(31.9)	(31.9)	(31.5)	(0.4)	(-)	(43.5)	18.2
3	100.0	75.1 (100.0)	(28.3)	(16.6)	(34.5)	(34.5)	(34.1)	(0.4)	(-)	(37.2)	24.9
4	100.0	76.3 (100.0)	(26.2)	(11.2)	(33.0)	(33.0)	(32.0)	(1.0)	(-)	(40.8)	23.7
5	100.0	75.7 (100.0)	(28.5)	(12.7)	(31.7)	(31.7)	(29.9)	(1.8)	(-)	(39.8)	24.3

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。
1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、第三者関与による解決に含まれない。）、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

(2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「30日以内」が69件（解決件数の31.2%）と最も多く、次いで「91日以上」が67件（同30.3%）、「61日～90日」が49件（同22.2%）、「31日～60日」が36件（同16.3%）であった（第7表）。

第7表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

令和5年									
	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
			1～5日	6～10日	11～20日	21～30日			
解決件数(件)	221 (206)	69 (50)	14 (9)	8 (10)	23 (13)	24 (18)	36 (40)	49 (39)	67 (77)
構成比(%)	100.0 (100.0)	31.2 (24.3)	6.3 (4.4)	3.6 (4.9)	10.4 (6.3)	10.9 (8.7)	16.3 (19.4)	22.2 (18.9)	30.3 (37.4)

注：（ ）内は、令和4年の数値である。